

免税販売管理システム
テスト環境利用要領
(令和元年12月まで)

令和元年10月

目次

1	はじめに	1
2	対象の免税店事業者等	1
3	利用の申込み	1
4	利用日時	1
5	送信先（リクエスト URL）	1
6	テスト用クライアント証明書の貸与	2
7	正常系テスト環境の提供	3
8	異常系テスト環境の提供	3
9	問合せ窓口	3
10	テスト環境利用規約	4
11	免税販売管理システム利用規約案	5

※ 用語及び手続き等については、以下の資料を参照すること。

- ・ 免税販売管理システム API 仕様書
- ・ 輸出物品販売場制度の免税販売手続電子化に関する Q & A

1 はじめに

本書は、免税店事業者等が、「API 仕様書」に基づき作成した購入記録情報及びシステム連携等の検証を行うことを目的として、「免税販売管理システム」のテスト環境を利用するために必要な事項について説明するものです。

なお、本書の範囲は令和元年 12 月末までとし、令和 2 年 1 月以降の利用については、後日国税庁ホームページに掲載します。

2 対象の免税店事業者等

テスト環境を利用できる者は、所定の手続きにより国税庁認証局からクライアント証明書¹の交付を受け、サーバ等の送信機器にインストールした者²とします。

なお、「6 テスト用クライアント証明書の貸与」の手続きを行うことにより、テスト環境を利用することもできます。

3 利用の申込み

申込みの必要はありません。

4 利用日時

テスト環境を利用できる日時は、以下のとおりとします。

なお、利用日時内であっても、当庁の都合により、事前に連絡することなく利用できない場合があることに留意する必要があります。

詳細は、別添「テスト環境の利用可能日（令和元年 12 月まで）」をご覧ください。

(1) 利用可能日

令和元年 10 月 7 日（月）から令和元年 12 月 26 日（木）までの以下の曜日
（休祝日を除きます。）

イ 正常系

月曜日、火曜日、木曜日、金曜日

ロ 異常系（障害を故意に発生）

水曜日

内容は「7 異常系テスト環境の提供」を参照。

(2) 利用可能時間

午前 10 時から午後 5 時

5 送信先（リクエスト URL）

購入記録情報の送信先は、次の URL とします。

なお、本番の購入記録情報を誤って送信しないよう十分注意する必要があります。

インターネット回線	https://api.menzei-test.nta.go.jp/v1/purchaseRecord/reception
IP-VPN 回線(注 1)	https://api.menzei-test-closed.nta.go.jp/v1/purchaseRecord/reception

(注 1) 利用するには、国税庁が契約した IP-VPN 回線業者との契約が必要となります。

(注2) URL は今後変更される場合があります。

6 テスト用クライアント証明書の貸与

(1) 対象者

次の事業者のうち、テスト用クライアント証明書の貸与が真に必要な者とします。

- イ 輸出物品販売場を経営する（又は予定の）事業者
- ロ 承認送信事業者の承認を受けた（又は予定の）方
- ハ 輸出物品販売場を経営する事業者用のソフトウェア等の開発を行う事業者

(2) 貸与期限

令和2年3月31日までとします。

貸与期限前であっても、当庁の都合により事前に連絡することなく失効させる場合があることに留意する必要があります。

令和2年4月1日以降の貸与手続きについては、後日掲載します。

(3) 申込方法

次のとおり、メールによりお申込みください。その後、当庁から貸与方法等を連絡（返信）します。

イ 申込先メールアドレス

menzei-shiyou1903@nta.go.jp（国税庁課税部消費税室宛）

ロ 件名

「クライアント証明書貸与の申込み」

ハ 本文

次の事項を日本語で記載してください。

- A 事業者名
- B 担当者名（部署名を含む。）
- C 担当者の連絡先電話番号
- D 「6(1) 対象者」におけるイ～ハのいずれに該当するか
- E 貸与を希望する理由

(例) ・ 輸出物品販売場を経営する事業者向けのシステム開発を行っているが、当社は免税店及び承認送信事業者ではなく、正規の手続でクライアント証明書の発行を受けることができないため

- ・ 正規の手続でクライアント証明書の発行を受ける予定であるが、●●の理由により早急にテストを行う必要があるため

(注) ファイルの添付はお控えください。

(4) 留意事項

テスト用クライアント証明書の取扱いについては、正規のクライアント証明書の取扱いに準じます。なお、国税庁が利用料金を徴収することはありません。

テスト用クライアント証明書の貸与を受けた後は、貸与を受けた事業者の責任において適切に管理いただくことが必要となります。

テスト用クライアント証明書は、免税販売管理システムのテスト環境でのみ利用ができます。

なお、実際の利用環境で作成した購入記録情報が、免税販売管理システムで正常に受信されることを確認するには、実際にご利用される利用環境及びクライアント証明書を利用してテストを実施していただく必要があります。

7 正常系テスト環境の提供

免税販売管理システムが正常に稼動している環境(本番と同等の環境)を提供します。購入記録情報の送信から受信結果通知の受信まで、一連の流れを正常に処理できるかを検証できます。

なお、正常系テスト環境では、購入記録情報を正常に受信した場合、HTTP ステータスコードの201を返却します。その他のHTTP ステータスコードが返却される場合は、API仕様書を参考として、システム対応等を行う必要があります。

また、次の点にご留意ください。

- (1) テスト環境に送信するデータについては、必要に応じて架空の旅券情報や取引情報をベースとするなど、テスト環境利用者において適切にご対応いただく必要があります。
- (2) 当庁がテスト環境で受信した購入記録情報等のデータについては、適宜消去します。
- (3) テスト環境で購入記録情報を正常に受け付けた場合、返却する受信結果通知の「受付番号」の先頭には9が設定されます。(「輸出物品販売場制度の免税販売手続電子化に関するQ&A」問59参照。)
- (4) 受信結果通知にエラーコードが設定されていた場合のエラーコードの内容については、API仕様書で確認することができます。

8 異常系テスト環境の提供

免税店事業者等が購入記録情報を送信するシステムでは、免税販売管理システム及び通信回線等の障害により購入記録情報を送信できない場合を想定し、障害復旧後に速やかに送信する仕組みとする必要があります。(「API仕様書 4.2.5 留意事項」参照)

この仕組みを検証するため、「4(1)ロ 異常系(障害を故意に発生)」の曜日において、以下のHTTPステータスコードを返却する環境を提供します。

試験項目		時間帯									
		9	10	11	12	13	14	15	16	17	
切替作業		■			■				■	■	
異常系	閉塞試験 (HTTPステータス501)		平日 10:00~17:00								
	サーバ負荷 (HTTPステータス503)		■								
	サーバ負荷 (HTTPステータス504)					■					
正常系	通常運転								■		

9 問合せ窓口

テスト環境の利用に関する質問は、以下で受け付けています。

なお、輸出物品販売場制度や免税販売手続の電子化に関する届出手続などについては、最寄の税務署へお問い合わせください。

(1) 免税販売管理システムヘルプデスク

イ 電話番号

ナビダイヤル（全国市内一律通話料金）

0570-056620

ロ 窓口対応時間

月曜日～金曜日 午前10時から午後5時

（休祝日及び12月29日から1月3日を除きます。）

ハ 留意事項

- ・ ご質問の内容によっては、内容を確認の上、折り返しの電話により回答させていただきます場合があります。
- ・ ご質問の内容によっては、回答まで時間を要する場合があります。
- ・ ご質問は日本語のみ受け付けます。
- ・ ご質問の内容は、質問者に関する情報を除き、事前に通知を行うことなく、ホームページで公表する可能性がありますのでご了承ください。

(2) メールでの問合せ

「6(3)イ 申込先メールアドレス」に記載のメールアドレスへお問合せください。

件名を「テスト環境の利用に関する質問」とし、質問事項をメール本文に日本語で記載の上（ファイルの添付はお控えください。）、担当者名と担当者の連絡先電話番号を明記してください。留意事項については、上記（1）免税販売管理システムヘルプデスクの場合に準じます。

10 テスト環境利用規約

テスト環境の利用に当たっては、「11 免税販売管理システム利用規約案」を準用するものとします。

なお、「11 免税販売管理システム利用規約案」は令和2年4月1日の免税販売管理システムの本番環境の提供開始に合わせて運用を開始することを想定している予定のものです。本利用要領の適用期間（令和元年12月31日まで）は、「11 免税販売管理システム利用規約案」のとおり運用が開始されているものとみなして適用するものとします。

11 免税販売管理システム利用規約案

免税販売管理システム（以下「本システム」といいます。）を利用して、国税関係法令に基づき国税庁へ購入記録情報を提供するためには、下記の利用規約の全ての条項に同意いただくことが必要です。本システムを利用された方は、下記の利用規約に同意したものとみなします。

記

第1条（目的）

本利用規約は、国税庁が運営する本システムの利用に関し、システム利用者に同意していただくことが必要な事項を定めることを目的とします。

第2条（定義）

本利用規約で使用する用語の定義は、次の各号のとおりとします。

- 一 「免税販売管理システム」とは、輸出物品販売場を経営する事業者等から送信される購入記録情報を受け付けるためのシステムをいいます。
- 二 「システム利用者」とは、本システムを利用する者をいいます。

第3条（システム利用者の責任）

システム利用者は、自己の責任と判断に基づき本システムを利用するものとし、国税庁に対しいかなる責任も負担させないものとします。

第4条（利用可能時間及び利用の停止等）

- 1 本システムの利用可能時間は、24時間365日とします。
- 2 国税庁は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、システム利用者に対し、事前に国税庁ホームページに掲載して、本システムの利用の停止、休止又は中断をすることができるものとします。ただし、緊急を要する場合は、掲載することなく本システムの利用の停止、休止又は中断をすることができるものとします。
 - 一 機器等のメンテナンスが予定される場合
 - 二 天災、事変その他の非常事態が発生した場合又は本システムの重大な障害が発生した場合
 - 三 その他、国税庁において、本システムの利用の停止、休止又は中断が必要と判断した場合

第5条（禁止事項）

- 1 システム利用者は、本システムの利用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはなりません。
 - 一 本システムを本来の目的以外の目的で利用すること。
 - 二 本システムに対し、不正にアクセスすること。
 - 三 本システムの管理及び運営を故意に妨害すること。
 - 四 本システムに対し、ウィルスに感染したファイルを故意に送信すること。

- 五 法令若しくは公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為をすること。
 - 六 その他、本システムの運用に支障を及ぼす行為又はそのおそれのある行為をすること。
- 2 国税庁は、システム利用者が前項各号のいずれかに該当する行為を行った場合又は行うおそれがあると認められた場合は、事前に通知することなく、本システムの利用を停止させることができるものとします。

第6条（本システムで受信可能なデータ形式）

本システムに購入記録情報を送信する際に使用可能なデータ形式は、国税庁が公開するAPI仕様に準拠するものとします。

第7条（システム利用者の設備等）

- 1 システム利用者は、本システムを利用するために必要な全ての機器（ソフトウェア及び通信手段に係る全てのものを含みます。）を自己の負担において準備するものとします。その際、必要な手続は、システム利用者が自己の責任で行うものとします。
- 2 本システムを利用するために必要な通信費用その他本システムの利用に係る一切の費用は、システム利用者の負担とします。
- 3 本システムを利用するためには、国税庁認証局が発行する免税販売管理システム専用のクライアント証明書を、本システムと接続する送信機器にインストールするものとします。

第8条（免責事項）

- 1 国税庁は、本システムの利用及び利用できないことによりシステム利用者又は他の第三者が被った損害について一切の責任を負わないものとします。
- 2 国税庁は、本システムの利用の停止、休止、中断若しくは制限又は通信回線の障害等により発生したシステム利用者又は他の第三者が被った損害について一切の責任を負わないものとします。
- 3 国税庁は、本システムの利用に際しマルウェア感染等で生じた被害について、責任を負いません。

第9条（利用規約の改正）

- 1 国税庁は、必要があると認めるときは、システム利用者に対し事前に通知を行うことなく、いつでも本利用規約を改正することができるものとします。
- 2 国税庁は、本利用規約の改正を行った場合には、遅滞なく国税庁ホームページに掲載し公表するものとします。
- 3 前項の公表後に、システム利用者が本システムを利用するときは、システム利用者は改正後の利用規約に同意したものとみなされます。

第10条（準拠法及び合意管轄裁判所）

- 1 本利用規約には、日本法が適用されるものとします。
- 2 本システムの利用に関連して国税庁とシステム利用者間に生ずる全ての訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と定めます。